

「和歌山県警察水際対策協力員制度設置要綱」の制定について（例規）

（最終改正：令和３年３月24日 務第20号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

最近、全国的にけん銃等の銃器が社会の各層に拡散し、市民生活に大きな不安と脅威を与えているが、我が国で犯罪に使用されるけん銃の大半が海外から密輸入されたものであります。

とりわけ本県は、642キロメートルに及ぶ海岸線を有し、加えて2つの開港と多くの漁港が存在し、外国船や他府県船籍の船が数多く入港することもある。過去、暴力団関係者、遠洋マグロ漁船員らによるけん銃密輸事件が発生するなど、今後も、この種事犯の発生が懸念されるところです。

こうした厳しい銃器情勢を踏まえ、けん銃等の銃器を不法に日本国内に持ち込ませないための施策として、水際における阻止対策が最も重要であることから、県内における開港を中心とした水際対策の強化及び情報収集基盤の充実を図るため、必要的項目を定めたものです。